

受託研究申請書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

申請者  
住 所  
名 称  
代表者

愛知県公立大学法人における受託研究取扱規程第5条の規定に基づき、下記のとおり受託研究を申請します。

記

1 研究題目

2 研究目的及び内容

3 研究期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 受託研究費  
金

円（内訳は、別表受託研究費内訳書のとおり。）

5 受託研究者

6 提供物品等（研究用材料、機械器具等）

7 その他参考となる事項

【連絡担当者】

住所

電話

所属・氏名

様式1別表

受託研究費内訳書

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
合 計		

- ※1 金額については消費税を含むものとし、合計金額は契約額と一致すること。
- 2 摘要欄には、支出予定内訳を記載すること。

## 様式2（第7条関係）

### 受託研究契約書（雛型）

愛知県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、次の条項により受託研究に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる研究を委託し、甲は、これを受託するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究目的及び内容

(3) 研究期間

年 月 日から 年 月 日までとする。

(4) 受託研究者

（受託研究費）

第2条 受託研究費は、金 円とする。

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、金 円である。

「うち取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、前項の受託研究費を甲の指定する期日までに納付しなければならない。

（受託研究費により取得した設備等の帰属）

第3条 受託研究費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設及び設備の提供）

第4条 甲及び乙は、その施設・設備を受託研究の用に供するものとする。

（提供物品の取扱）

第5条 甲が乙の設備、研究用材料、機械器具等の提供物品（以下「提供物品」という。）を受け入れる場合は、その搬入及び搬出等に要する経費は、全て乙において負担するものとする。

2 提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は甲の損害を賠償するものとする。

（受託研究の中止又は変更）

第6条 乙は、本委託研究を一方的に中止することはできない。

2 甲は、天災その他研究の遂行上やむを得ない事由があるときは、受託研究を中止し、又は変更することができるものとする。この場合において、甲はその責めを負わないものとする。

（受託研究費の返還）

第7条 甲は、乙から支払われた受託研究費はこれを返還しないものとする。ただし、前条第2項の規定により受託研究を中止し、又は変更する場合において、受託研究費に不用の額が生じたときは、甲は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

（受託研究費の追加負担）

第8条 甲は、受託研究の実施中に、受託研究費に不足が生じると認められる場合は、乙

と協議し、その不足額を乙に負担させることができる。

2 第6条第2項の規定により受託研究を変更したときは、その事由に応じ、乙に受託研究費の追加負担を求めることができる。

(知的財産権等の帰属)

第9条 受託研究の結果生じた知的財産権等(特許権、実用新案権、回路配置権、意匠権、著作権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。以下同じ。)は甲に帰属するものとし、乙に対しこれを無償で使用させ、又は譲渡することはできない。

(知的財産権等の実施)

第10条 甲は、受託研究の結果生じた知的財産権等について、乙又は乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対して実施させようとするときは、事前に乙の同意を得るものとする。

2 前項の場合において、乙が第三者による実施に同意しないときは、正当な理由がある場合を除き、乙が次項に規定する独占的な実施を申し込んだものとみなす。

3 甲は、受託研究の結果生じた知的財産権等につき、乙又は乙の指定する者に限り、当該受託研究完了の日から10年を超えない範囲内において、独占的に実施させることができる。

4 前項の期間は、公共性及び公平性を著しく損なわないと認められるときは、必要に応じて更新することができる。

(独占的实施の場合の第三者に対する知的財産権等の実施の許諾)

第11条 前条第3項の場合において、乙又は乙の指定する者が、当該知的財産権等を独占的实施の期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、甲は、第三者に対し、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、当該知的財産権等の実施を許諾することができる。

2 前条第3項の規定にかかわらず、乙又は乙の指定する者に当該知的財産権等を独占的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、甲は、第三者に対し、当該知的財産権等の実施を許諾することができる。

(実施料)

第12条 甲は、前2条の規定に基づき、乙、乙の指定する者又は第三者に対して、知的財産権等の実施を許諾するときは、別に実施契約を締結し、実施料を徴収するものとする。

2 甲は、第10条第3項の規定に基づき独占実施契約を締結する場合は、乙又は乙の指定する者に対し、実施料として知的財産権等に関する出願費その他出願及び権利維持に関する費用を勘案した一時金を課すものとする。

(研究成果の報告)

第13条 甲は、受託研究が完了したときは、その結果を乙に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 甲は、受託研究の成果を公表できるものとする。ただし、必要な場合には、研究成果の公表の時期・方法について、甲乙協議の上、適切に定めるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が受託研究費を納付期限までに支払わないときは、本契約を解除することができる。

(協議)

第16条 この契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 愛知県長久手市茨ヶ廻間1522番3  
愛知県公立大学法人  
代表者 理事長 氏 名

印

乙 住 所  
団体名  
代表者 氏 名

印

注) 契約事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

様式3（第12条関係）

受託研究変更（中止）承認申請書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

受託研究者  
所 属  
職 名  
氏 名

愛知県公立大学法人における受託研究取扱規程第12条の規定に基づき、下記のとおり受託研究の変更（中止）を申請します。

記

- 1 研究題目
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 委託者
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 変更（中止）の理由及び内容
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 その他参考となる事項

受託研究実施結果報告書

年 月 日

愛知県公立大学法人理事長 殿

受託研究者  
所 属  
職 名  
氏 名

受託研究が完了しましたので、愛知県公立大学法人における受託研究取扱規程第17条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 研究題目
- 2 研究目的
- 3 研究完了年月日
- 4 研究経過及び成果の概要
- 5 研究成果の詳細内容（別に添付すること。）
- 6 受託研究費支出明細書  
（別に添付すること。システム打ち出し可。）
- 7 その他参考となる事項